

議第22号

呉市行政不服審査会条例の制定について
呉市行政不服審査会条例を次のように定める。

呉市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、呉市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、その権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

(会議)

第6条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 この条例の施行後又は委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議については、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、呉市行政不服審査会を設置するため、この条例案を提出する。